九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

康熙朝政治史の一考察 : 江南の弾劾事件をめぐって

内田, 直文
九州大学大学院人文科学府

https://doi.org/10.15017/25796

出版情報：九州大学東洋史論集. 29, pp.66-87, 2001-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

康熙朝政治史の一考察
―江南の弾劾事件をめぐって―

内田直文

はじめに

清代の康熙五〇年（一七一一）九月九日、江南辛卯科郷試の発榜の時、江寧府にある布政司衙門前に掲示された合格者名を見た江南士人は、及第した一一三名のうちに蘇州府出身が一三名しか居らず、逆に揚州塩商の子息が殆どを占めたのを見て、不正行為があったのではないかと騒ぎ始めた。噂は二四日までに蘇州府・揚州府にまで広まり、蘇州府では、廩生丁爾戩が生員を率いて府学明倫堂に乱入、「左邱明有眼無珠、趙子龍渾身是膽」と書し、正考官・副都御史左必蕃と副考官・翰林院編集趙晉を嘲った詩詞や、科場を風刺した歌謡を四方に貼り、辛卯科の責任者を糾弾した(1)。時同じくして江寧府では、生員が「貢院」の扁額を紙で「賣完」と改め、揚州府でも、府内にある左必蕃の祠堂を粉々に叩き壊し、科場の不公正を誹謗する示威運動を行った(2)。これらの報告を各方面から受けた康熙帝は、事態の収拾を計るため、大臣を派遣して徹底審査を命じる。そこで審査にあたった江蘇巡撫張伯行（漢人）は、両江総督ガリ（噶禮・満人）が科場案に関係した官僚を銀五〇万両で擁護したと上奏し、ガリもまた、張伯行が過去に犯した罪をもって弾劾し、これが督撫互参案と呼ばれる政争へと進展する(3)。

この督撫互参案は、中央から大臣が二度に亘り江南地方に派遣されて審査が行われるが、最終的に康熙帝の判断によってその全ての裁決案が覆されて処理されてしまう。そこにこの弾劾事件の特異な性質を見て取ることができる。

ところで、岸本美緒氏は、社会史的な見地から入関後康熙二〇年代までの清朝の江南統治について検討され、明末から地方で自立的に存在した郷紳が次第にその地位を低下し、康熙帝によって派遣された清官による吏治粛正、豪強排除によって、皇帝による一元的支配のもとでの地方社会の平和化を成し遂げたとされた(4)。論者は概ね岸本氏の論に賛同するものではあるが、一方では、郷紳の存在は地方社会において影響力を与え続け、吏治の粛正は根本的な是正がされていなかった、という面もあると考える。そうした問題が集約した案件が、本稿で考察する督撫互参案である。

従来学界では、清朝における科場案を、税の未納に対する制裁処置である奏銷案などとともに、士人層への弾圧と捉え、康熙帝の書物編纂事業や博学鴻儒科の実施といった文教政策と表裏する、清朝の地方支配を安定化するための施策と評価してきた。こうした清朝の支配構造の分析対象の一つとして、辛卯科科場案に関心が集中した(5)。

これに対し、ジョナサン・スペンス氏やサイラス・ウー氏は、織造局員と康熙帝との間で交わされた奏摺の分析の過程で、この科場案に加え、督撫互参案にも注目された(6)。また、督撫互参案の専論として、范金民・孔潮麗氏、井波陵一氏、羅麗達氏の労作がある(7)。ただし、范・孔氏、井波氏の論は、いずれも漢文史料中心の研究であり、満文奏摺は考察の対象とされていない。一方、羅麗達氏の専論は、中国第一歴史檔案館所蔵の満文奏摺まで使用された分析で、この督撫互参案を、民族問題や政治思想の見地から解明するなど、はなはだ示唆に富むものであり、該案の大要は、ほぼ論じ尽くされた感もある。しかし、この案件の主要部分をなす、張伯行を代表とする漢人官僚と紳衿（官僚経験を持つ「紳」と挙人以下生員までの「衿」の総称）層からなる江南官場の政治的影響力や、康熙帝による最終的な処置に対する判断などについては、なお検討の余地があると思われる。

幸いにも、近年、中国第一歴史檔案館から、現存する満文奏摺を編纂した『康熙朝満文硃批奏摺全訳』（北京、中国社会科学出版社、一九九六年）が出版され、ガリの奏摺が容易に利用できるようになった(8)。現存する康熙朝硃批奏摺九〇〇〇余件のうち、半数以上が満文であり、しかも漢文奏摺より満文奏摺の方が早期に政治に運用され、記載内容も詳細かつ豊富である。故に本稿では『康熙朝満文硃批奏摺全訳』に収められるガリの奏摺を活用して、科場案から督撫

互参案が惹起する過程を分析し、康熙朝後期における政治史の一端を考察したい。

一　ガリの江南漢人官弾劾

ガリは満洲正紅旗人で、姓は棟鄂氏、太祖に重用されたカワリ（何和哩）の四世の孫である[9]。廕生から吏部主事に起家すると、康熙三五年（一六九六）五月、康熙帝のガルダン親征で中路兵糧を督運し、その輸送が迅速であったため康熙帝に面会を許される。そこで適切なポストに当てよとの上諭が降り、同年七月に盛京戸部理事官、三六年（一六九七）二月に通政使、六月に副都御史、八月に内閣学士と登用されている。その後、三八年（一六九九）七月には山西巡撫となる。

当時の山西省は二〇年代後半から始まったジュンガル戦の前線に向け、軍需物資を不定期的に補給しなければならないため、それを担うこととなったガリは、財政整理を行う必要に迫られた。そこで満人大学士マチ（馬齊）の党派を背景に、山西省で権勢を振るっていた按察使覚羅パフプ（巴哈布）など、多くの不正官吏の弾劾を行い、財政の健全化を試みるが、パフプの党派からの報復が行われ、却って政治を混乱させる事態を惹起した。そのため康熙帝は、ガリを四八年（一七〇九）四月に戸部侍郎として中央に召還し、次いで七月には両江総督に任命して江南の地に派遣した。

康熙帝はガリを両江総督に登用することで、山西省と同じく財政の実態把握と、官場の綱紀粛正を期待した[10]。五一年（一七一二）の督撫互参案は、こうしたガリによる江南官場に対する統制強化を背景として発生したのであるが、次節以下の論旨との関わりにおいて、その考察は重要であると考える。よって、ガリによる布政司の虧空（財政の欠損）と水利事業費の欠損の摘発によって、江南地方官との軋轢を生じるようになった過程について、すでに前掲の井波氏や羅氏の専論で詳細な分析があるものではあるが、本節ではそうした財政問題を、ガリや康熙帝がどのように認識していたのかについて、若干の私見を付け加えたい。

ガリは着任早々、九月にはまず江南官場の弊害全般について報告し(11)、一一月に江蘇布政使宜思恭等を告発した。すなわち、「江蘇の官員は巡撫から通判まで規禮（つけとどけ）を受け、このため官銀を流用するものが後を絶たず、布政司の欠損は多額にのぼり、また江蘇巡撫于準も毎年地方官に規禮を強要し、州県の官銀欠損は数万から数千両に至った。そのうえ于準と宜思恭は、五〇万両の欠損を八〇万両と偽り、そのため南巡による欠損を名目に私派（勝手な名目で税を民間に割り当てて徴収すること）しようとしている」という(12)。その後、ガリは正式に題奏して宜思恭の罷免を求め、康熙帝は戸部尚書張鵬翮と内閣学士噶敏圖に、漕運総督桑額と会同して厳密に審査するよう命じ、あわせて宜思恭とともに于準を解任せよとの上諭を降した(13)。

ガリはまた四六年（一七〇七）に行われた、蘇州など四府の水門建設や運河浚渫といった水利事業費の不正入手をも指摘している(14)。この問題について、康熙帝はガリに詳細な調査を命じる。それについてガリは、四九年（一七一〇）正月一五日に奏摺を提出し、「旧水門の修理・浚渫は殆ど成果がなく、工事費は蘇州府・太倉州・松江府青浦県で、地税に付加して必要費が確保され、朝廷が支給した経費の殆どは官吏が着服していた。また、奏銷（会計報告書）の作成責任者は于準であったが、経費の支給責任者は、当時布政使の職務を兼任していた陳鵬年であった。そのため、陳鵬年を中心に、水門修理を担当した糧道賈樸と宜思恭が謀議して、州県官の捺印がある空冊を持った各地方の胥吏を蘇州府徐門外の観音廟に集め、数値が合うように帳簿を編造した後に、地方から檔冊を提出させて奏銷を作成した」とした。この奏摺に対し、康熙帝は、

汝の弾劾糾問した内容は非常に厳密であるが、後に必ずや報復を受けるであろう。陳鵬年は張鵬翮の信用する門生で、今まさに張鵬翮はこの案件を審理しに赴き、必ず別事を問題にしてくるであろう。慎重に事に当たるべし。

との硃批を降し、また、同日中のガリの奏摺に、

ただ争いを惹起せず、事を荒立てないことこそ重要だ。恐らくは事後の処置が難しい。

との硃批を降し(15)、張鵬翮と陳鵬年の門生関係に注意し(16)、いたずらに江南官場を動揺させないよう諭している。

水利事業の不正についても、宜思恭や于準の布政司の欠損問題とあわせて、張鵬翮が審議することとなった。張鵬翮は四九年五月、布政司の欠損については、宜思恭は額外の税糧徴収を不法に強要し、属官からの餽送を受けたため絞監候とし、于準はその監督を怠ったため罷免が相当であると覆奏し、刑部の再審を経て決議された(17)。水利事業費の流用問題に関しては、賈樸等は将来の修繕費用を確保するために奏銷の捏造を行ったとして、賈樸と于準をともに杖罪とし、流用した経費を期限内に賠償させ、陳鵬年は于準から命令されて経費の出納を行ったにすぎず、無罪が相当との覆奏を行った。これに対し、康熙帝は、各官が全て処分されたのに、陳鵬年だけが無罪とされたことを不当とし、

この項目の経費の出納は、全て陳鵬年の手を経て、賈樸と于準の指示に任せていたため、協同して弊害を行ったのは明らかである。今陳鵬年を無罪とすれば、みな納得しないであろう。おおよそ公務は、師弟や同年・朋友であるといっても公平に審理すべきである。張鵬翮がこの案件を審理する上で、恐れ庇う所がある。九卿に交付して厳しく調査審議させよ。

との上諭を降し(18)、張鵬翮等の人的関係で審理を歪めることのないよう厳しく命じた。

ガリによる一連の告発に対し、閏七月に江蘇巡撫張伯行は、州県の被災地救済費の会計は明確に整理されておらず、また俸工銀（工匠官役の給料）で水利費の欠損を補完したいとの題奏を行った(19)。この張伯行の報告を機に、康熙帝は官銀の欠損を南巡のための経費流用に起因すると述べるようになる。康熙帝は、「南巡の必要経費は全て中央から支給するよう諭旨を降しているにもかかわらず、地方官は船を牽引する人夫の準備や橋梁の整備・河道の開浚・行宮の修造などで官銀を借用したため、五〇万両の欠損を生じてしまった。また江南官は五三年（一七一四）までの俸工銀を捐納して賠償するというが、給与がなければ必ず私派などによって民衆を苦しめるため、断じて認可できない」と言及し、四九年一一月の上諭において、

ただ欠損の原因は、全て南巡の費用による。（朕が）明言しなければ、かえってよろしくない。朕の巡幸はもともと民のためであって、言及を避ける必要はない。そのためなら内庫の銀百万両を使用しようとも当然のことである。

よって朕の諭旨を全て記録して該督撫に与え、南巡の際に使用した額を調査させ、大略報告させよ。

と諭した[20]。この上諭を受けた張鵬翮は、一一月に、「陳鵬年を罷免して黒龍江に追放し懲役に処すのが相当であるが、財政の欠損は南巡の経費のため生じたものであり、かつ俸工銀の捐納を許さないとの康熙帝の上諭を奉じ、該督撫が実際に使用した額の調査報告が提出されてから陳鵬年の処分を決める」との報告を行った[21]。結局のところ陳鵬年は京師で書物編纂事業に携わるよう命が降り、軽い処分で済まされた。欠損については明確な決定が下された形跡はなく、雍正時代になって再び問題化している[22]。

財政の欠損の原因を南巡に求めたのは康熙帝の真意であろうか。井波氏は欠損を度重なる南巡のためであると述べ、ガリによる江南官僚弾劾は欠損の責任を地方官に転嫁した弾劾であったとし、督撫互参案の処分を、貪吏を処分し清廉な官を任に留めた康熙帝の判断に、一定の評価を与えている[23]。しかし、一一月に最終的な見解を示す過程において、康熙帝は虧空問題についての追究を断念する判断を下している。四九年一〇月における康熙帝の大学士・九卿らへの上諭において、

今この欠損は、補填させたならば多くはないが、このために地方を累わすのは忍びない。費用を調査することは難事ではない。銭糧の帳簿が残っており、調査することができる。地方官は公務のため借用したとの名目で、多額を人に餽送した。厳しく取り調べたならば必ず隠した事実は全て露見するであろう。朕は寛典によってこれ以上は深く追求しないこととする。

と述べており[24]、あくまで欠損は官員の侵蝕に基因すると見なしていた。では、康熙帝が欠損を黙認した要因は何であったのだろうか。ガリの四九年二月の満文奏摺に付された康熙帝の硃批に、

江南省の官民は狡猾で、少しでも注意用心しなければその計略にはまってしまう。今張伯行は陳鵬年を廉潔愛民と称し、正布政使に補授したいと要請してきた。これこそ明確な証拠である。汝が弾劾した各件はみな畏るべく、慎重に事に当たるべし。

とある[25]。それによると、師である張鵬翮を中心として、門生陳鵬年・張伯行の人的ネットワークが背景にあることが窺える。次にその点について考察してみよう。

二　康熙時代の江南とその官場

張伯行は字は孝先、號は敬庵、河南儀封の人である[26]。三世は皆生員で、彼は二四年（一六八五）進士となり、内閣中書科中書として任官するが、父の死の為に帰郷し、故郷で請見書院を建てて講学の日々を過ごした。三八年（一六九九）六月、儀封城北の旧堤が決壊し、張伯行は付近の住民を指導して害を防いだ。これを見た河道総督張鵬翮は、河務に才ありと推薦し、黄河工務を命じられる。その後、山東済寧道を経て、四五年（一七〇六）五月、江蘇按察使となる。江蘇では新任の挨拶で規禮を送るのを常としていたが、彼は受け取らなかった。この話が康熙帝の耳に入り、福建巡撫に抜擢される。福建では鼇峯書院を建てて学舎をおき、正学を志す者を入学させ、程朱学の普及に努めた。テキストとして先儒の文集や遺書を収集し、正誼堂叢書を刊行した。こうした理学信奉の結果、康熙帝自ら書した「三山養秀」の額と、性理精義諸書を賜っている。そして四八年一二月には、康熙帝の命によって江蘇巡撫となったのである。

張伯行は江蘇に赴任すると、蘇州府内に書院を建設し、教官・生員・童生を招いて講学や編書・刻書に務めた。その書院を通じ、蘇州から常州府に及ぶかなり広範囲の生員層を門生として自己の傘下に組織している[27]。また、滄浪亭書局を開いて著書を販売させ、州県官が高値で購買するとすぐに張伯行に連絡し、張伯行は購買した官員が訪ねてくると喜んで優待したという。

さらに、科場案発生直前の五〇年七月におけるガリの奏摺には次のようにある。

蘇州府城内に居住する帰休中の原翰林院侍講彭定求・原給事中穆申並びに学房生員楊茂東らは常時巡撫張伯行の衙門に出入し、任意に是非を転倒する。この輩は非常に狡猾で、もともと訴訟処理に際しては、督撫はただ月に二度

訴状を受け付け、毎次実際に審議するものは数張にすぎなかった。ところがおよそ張伯行が受理した訴状は、信用する学房生員らに交付して、代わりに閲読の上、批示を書かせている。前から残されている案件で、属官に下げ渡すべきでない訴状もみだりに下げ渡し、毎月百余張にのぼる訴状を受理している。

とあるように(28)、彭定求等の紳衿を衙門に入れ、政務を一任していた。その連絡役として書房生員が重要な役割を果たしていたという。また、この奏摺中にみえる彭定求の一族は、清初江南で銭糧徴収の帳簿作成に関わっており、江南地方の税徴収に何らかの権限を有していたと想定される(29)。小山正明・川勝守両氏が夙に指摘しているように、郷紳は自己の息のかかった者を胥吏・衙役として地方衙門に入れ、地方社会に影響力を及ぼしていたが(30)、それが地方衙門の財政と密接な関係を持つものであったことが窺える。しかし、このような胥吏・衙役や在地勢力と結びついて地方行政や財政が運営される構造が財政の欠損と結びついているため、ガリは漢人官の弾劾を行ったと考えられる。こうしたガリの一連の弾劾に対して、陳鵬年を中心とした江南の紳衿は張伯行の書院を通じた影響力や自己の名声を利用し、漕運・徴税問題をかりて、ガリの政策に抵抗を試みている。

蘇松地方から出発した糧船は毎年二月以内に淮水を通過していなければならないが、五〇年の漕船は四月中旬になっても蘇松地方に三〇〇余隻とどまったままであった。また、張伯行の管轄地方で徴収される地丁銀は二五〇余万両あり、四月内にその半分を徴収する必要があったが、布政司には四・五万両しか送られていない状態であった(31)。そのことについてガリは六月の奏摺で、

書生・童生らは巡撫の門生と称して名誉なことだとした。そのため帰郷すると州県官を蔑視し、州県官が急いで銭糧を督促することがあれば、人名を集めて加派と訴える。そのため州県官は困り果て、今年の漕糧を徴収しようとしてもできず、遅誤してしまった。銭糧については、四月にその半ばを徴収するが、布政司庫に送られたものは一〇万両にも及ばない。

と述べ(32)、書院に出入する生員・童生等の、張伯行を後ろ盾にした納税拒否によるという。また、蘇州織造李煦も未

徴収の原因について、四月の奏摺で、

その理由を詳細に調べると、各州県で事を起こすのを好む生員監生が衙門を把持し、銭糧を徴収する時に、言詞を捏造して訴えを起こし、そのため州県官は敢えて厳しく徴収せず、漕米や地丁銀の徴収が滞ってしまった。私は詳しく調査して実態を得たので密摺で報告する。

と述べ(33)、生員監生にその原因を求めている。この報告を受けた康熙帝は、張伯行について、

巡撫は無能で、専門の著書ばかりを行っている。こういった事について巡撫の職務を何と心得ているのか。弁解し難く、自ずから公論があろう。

と硃批し、張伯行の官僚としての無能力さ、職務怠慢さを批判している。

さらに漕運総督赫壽は、漕船が進まないのは、全て鎮江船が前で道路を阻んでいるためで、そのため各幇船が全て渋滞してしまったと報告しているが(34)、このことについて当時陳鵬年は、同治『蘇州府志』の伝によると、

鵬年は公務のため鎮江府に至り、城隍廟にとまっていた。呉人は号哭してストライキを起こし、ともに鎮江に赴き、陳侯に起居を伺い、薪米を送った。ガリはそのためにいよいよ重罪におこうとしたが、ガリの罷免によって、許しを得た。

とあり(35)、鎮江に居住していたことがわかる。

以上、ガリの漢人官僚弾劾を中心に、江南官場の状況を概観したが、当時における漕運船渋滞や地丁銀の納入ボイコットなどが示すように、これは張伯行が書院を通じて生員監生を傘下に入れ、彼らの力を背景に張鵬翮と陳鵬年が地方政治に強い発言権を持っていたことを示す。その結果、康熙帝は張伯行を批判しながらも、彼の書局を閉鎖するにとどまった(36)。地丁銀は六月になっても一三七万両欠損していたが、蘇州織造李煦と江寧織造曹寅の働きかけで商人に六七万両を提供させ、残りの七〇万両を李煦と曹寅が商人に代わり捐納補填して埋め合わせることとなった(37)。

江南官場でのガリと漢人官僚の対立状態下において、督撫互参案は発生したのである。

三　督撫互参案の発生及びその推移

科場案の発生について、康熙帝は戸部尚書張鵬翮に、ガリ・張伯行・安徽巡撫梁世勳と共に揚州府での徹底審査を命じた(38)。この審査の過程で、張伯行とガリ・梁世勳との間で意見が対立し、審査が頓挫してしまう(39)。この科場案の審査途中に、張伯行はガリに不審な発言があると弾劾し、督撫互参案へと発展する。張伯行がその弾劾の根拠としたのは、「今年の郷試について盛んに噂するのは、総督が監臨・提調官と共に挙人の資格を妄りに売り、その後不正を働いた者を合格させ、また左必蕃の疏文中に総督を厳審せよとの言葉があったというものである。また風聞によると、総督は銀五〇万両を要求し、彼らが罪を被らないように便宜を図っているという」と題奏しているように(40)、江南の風聞を事実だと判断したためである。しかし、五一年二月の奏摺で蘇州織造李煦が、

南方衆論を訪聞したところ、みな総督は挙人を売るような事はなく、張伯行が心に多く疑惑を懐き、総督を恨み、ついに科場にかこつけてガリを弾劾した。…ただ張伯行は清官といっても政務に決断なく、多くの人が巻き添えを受けた。ガリは全く賄賂を収めず、辦事勤敏、極めて民心を得て地方に有益である、と言う。

と報告し(41)、また曹寅が「総督ガリは実に挙人の資格を売ることを請け負う様な事はない」と報告するように(42)、ガリは不正に関係せず、彼への弾劾は張伯行の猜疑心から生じたものと考えられる。

一方、ガリは張伯行に弾劾されたことにより、張伯行の七大罪を以て弾劾する。それは①海賊を捕らえよとの上諭にもかかわらず出洋せず、ガリの雇った船工張元隆に怒りを遷し、海賊と密通するとの罪で獄死させてしまった。②上海知県許士貞は、良民を盗賊と間違って捕らえ、獄死させてしまった。張伯行は、許士貞と交遊があり、始終庇護して審査しなかった。③ガリは保甲を厳重に取り締まっていたが、張伯行と陳鵬年はデマを流し、ついに保甲の厳察が行われなかった。また鎮江同知施世驊が盗賊を捕縛したが、陳鵬年に頼って自ら審問せず、ついには獄死させた。④蘇松道は

重務であるのに、漕船が遅れたため、被盗案件を私情で処理してその督促に向かった。⑤蘇松の糧船が渋滞し、康熙帝から理由説明を命じられたが、自分の都合のよい弁解を行った。⑥戴名世南山集案内で、南山集序を著した方苞と交遊があり、そのため方苞を捕縛せず、かつ南山集刻版は、蘇州の宝翰楼沈明玉家に蔵し、三〇〇〇余部を印行しているにもかかわらず、その事実を見逃していた。⑦命盗案件は蘇松地方が最も頻発するが、売書著書に専念し、性質は猜疑で、裁決の案件が滞積している、といった内容であった。

この督撫互参案について、康熙帝は九卿らに、

ガリは以前に陳鵬年を弾劾した。陳鵬年は任官態度はよいといっても、大胆かつ勇猛な人物である。ガリと張伯行が互いに仲が悪いのは、全て陳鵬年の教唆による。

との上諭を降し(43)、背後に陳鵬年の存在を指摘してはいるが、事件の真偽の程については触れていない。

その後、原任布政使宜思恭が、五月になってガリ等が銀両を強要したため庫銀が欠損したと、冤罪の告訴を行った(44)。この点について、ガリと同じく江南官員に規禮を強要したと宜思恭に訴えられた原任江蘇巡撫宋犖は、この弾劾についての奏摺で、

凡そ以前から塩政・税関・布政使・糧道などの衙門の陋規は全て禁止が行われている。ただ属員が送る柴米食物の類は、時に受けることがある。すでに上奏して申し上げたことである。今宜思恭が私を誣告し、彼の節禮銀八〇〇〇余両を受け取ったという。張鵬翮は旨を受けて審査し、一〇月四・五両日、堂上で調書を取ったが、受け取らなかったとの内容の供述をしたこと、報告の通りである。どうして張鵬翮は虚実にかまわず、私に承認しなければ休まないと脅迫を致すのか。供述調査の日に、風雨があって寒冷な気候の中、私は年を取り多病の身で、疲労から病気がひどくなり、夜半帰宅すると発病し、頭が朦朧として目が眩み、ふらふらして覚えず、ついに対審することができなかった。

とあり(45)、全くの誣告で、江南にあって一連の疑獄の審査を行う張鵬翮から、訴状の真偽の程を離れ、宜思恭の訴え

を承認するよう強要されていることを伝える(46)。

張鵬翮が五一年六月に提出した互参案の審議案は、張伯行がガリを弾劾した風聞は全くの虚言であるが、ガリは地方長官としての監督不行届を問い降一級留任、ガリが張伯行を弾劾した七款のうち少なくとも一款は事実で、張伯行を罷免して徒にあてるも贖罪を許すとした。これに康熙帝は賛同せず(47)、新たに戸部尚書穆和倫・工部尚書張廷枢を派遣し、再度の審査を命じる。

穆和倫等が一〇月に提出された審議案は、張伯行は虚言によりガリを弾劾したため張伯行を罷免、またガリは張伯行を弾劾した各款の内、少なくとも三款が事実なので議罪を免じ、初審と同じ結果となった。この処分に康熙帝は、九卿・詹事科道らに再議具奏を命じ(48)、また翌日、九卿らに対面して上諭を降し、張伯行を擁護する立場を明確にした(49)。この康熙帝の上諭を受け、吏部は、ガリと張伯行は協力して政務にあたらず、督撫互参案を惹起した罪を問い、両人とも罷免とするが、清官がいないと地方政治に累が及ぶことを恐れ、張伯行の処分について康熙帝に最終的な裁決を請う。康熙帝はガリを罷免、張伯行を罷免のうえ任に留めるとの旨を与え、督撫互参案は終結する(50)。

この督撫互参案は、張伯行の七大罪やガリの科場案疑惑の真偽を離れ、康熙帝の意向によって欽差大臣の二回に渉る処分原案を一変して処置される。康熙帝がガリを罷免にした表向きは、欽差大臣がガリの掣肘を受けて徹底審査できなかったこと(51)、張伯行を弾劾してはならないという命にもかかわらず、弾劾したことの二点を理由とする(52)。しかし、財政欠損の摘発から始まる事件の経過や、織造局員の奏摺の伝える江南の状況から、欽差大臣の決議は比較的穏当なものであったと考えられる。そうすると、康熙帝がガリを罷免した他の理由があったと考えられるが、それについて、五五年（一七一六）五月に、康熙帝は上諭を降し、

汝（大学士・崇祝）は、自分を守ることができると思って、皇二子（皇太子胤礽）に阿り、徳林逃走の事を隠匿した。ガリと結び親しみ守りとするとは、このようなことか。かつソエト（索額図）とガリは、両人共に朕が誅した。

と述べ(53)、そこに皇太子胤礽を中心とした、ソエトやガリの党派的結合の存在が窺える。いま、この点についてさら

に考察を加えたい。

四二年（一七〇三）五月の康熙帝の上諭には、

ソエトは全く悔いる様子がなく、心中深く怨み、国事を議論する。彼と党人は朕は皆調査し知っている。

とあり[54]、ソエトが党派を組んで中央政府内で国事を議論していたことを伝えている。また、川陝総督フォロン（佛倫）が、寧夏で軍事行動の要職に当たっていた趙良棟を弾劾する事件に関して、四四年（一七〇五）七月の康熙帝の上諭には次の様にある[55]。

趙良棟が来京し、朕は彼に原籍に帰るよう命じた。趙良棟は上奏して「ある人が私を寧夏に居住させるべきでないと報告した。よって故土に帰るのは不都合である」と述べた。よって誰が上奏したのかと問うと、趙良棟は「フォロンが彼の奏摺をソエトに告げ、ソエトが私にその内容を教えたのだ」と奏上した。これを見るに、信も恥もない、フォロンの様な者はいまだいなかった。凡そ督撫提鎮の密奏は、朕が手ずから密封して発送する。朕以外の者は近侍の者さえ一字も見ることができない。それは全て密奏者の心を体し、その事柄の意を重んじるものである。

すなわち、ソエトが断罪された背景として、康熙帝とそれを提出した官僚のみしか知るはずのない奏摺の内容を、ソエトが把握していたことであった。その手段に、ソエトは兵部武選司皂隷簡魁梧とその子息宗人府皂隷簡聡力、鑾儀衛校尉簡聡仁・聡義等と私信を応酬し、家人を地方に派遣していた[56]。そうすることで奏摺の内容を把握し、中央政府内の政務機関に深く関わっていたことがわかる。これについて康熙帝は、ガリの奏摺の硃批で、

風聞によるに、汝はソエトと好を通じ、ソエトの指示を受けて行動するという。想うに、汝は妃母の生む弟の子である。思う所、行う所があれば、裕親王か朕に向かうべきで、どうしてソエトに向かうのか。明白に報告せよ。このことは密にせよ。

と尋問しており[57]、ガリはその硃批に対する返答で、ソエトとの結びつきを否定してはいるが、ガリもまたソエトの党派として相互に情報を伝達し合っていたと思われる。そうした人的なネットワークを通じ、康熙帝しか知り得るはず

のない情報をソエトが把握し、その結果、皇太子一派が中央政府内で強い権限を持つに至ったと見ることができる。

ソエトが処分された後の中央におけるガリの影響力の強さについて、ガリが解任されて間もなく、内閣大学士嵩祝や李光地・蕭永藻・王掞、学士彭始持・鄒士璁・巴格・伝爾胡訥・沈涵・綽奇・鄂斉爾等が連名の題本で重罪犯の刑罰執行を一年間猶予するよう要求しているが、それについて康熙帝は、

この事は関係が甚大で、許可することは不都合である。或いは人のため奏上して裁可を請求したのか、いまだ分からない。犯罪が軽いものであればまだよいが、罪人が十大悪や狂乱な者であれば、実情としてすぐに処罰を行うべきである。また、各省州県の捕らえた盗賊のうちで、獄を越えて脱走する者があり、こうした凶暴な徒は、どうして監禁したまま一年を待つことができようか。この事について、朕はすこぶる疑問を持つ。想うに、必ずやガリのため、一年を待たせ、その間に僥倖を願おうとしているだけなのではないか。題本を返還し、再議具奏せよ。

と上諭を降し(58)、一定期間の猶予を施すのは、ガリのため策動の余地を与えるものだと指摘している。このことから、ガリは皇太子の党派として中央政府内で強い権限を有していたと考えられる。皇太子胤礽は、督撫互参案審議中の五一年に廃位されており(59)、ガリが処分された要因に、皇太子派に対する康熙帝の判断があったのではないだろうか。この皇太子及びその党派を排除したことは、康熙帝による奏摺政治に対する阻害要因が次第に取り除かれていったことを示し、従って、五一年以降、これまで限られた者にしか提出を要求されていなかった奏摺が、ほとんどの地方官に求められるようになったと考えられる(60)。

ガリは罷免されると、熱河城工事の督察を命じられるが、城工が計画通りに進まなかったので、康熙帝は五二年九月、職務怠慢及び公銀横領の罪でガリを刑部に下す。その際に、ガリの家産が徹底調査の上、差し押さえられた(61)。その後、五三年四月には、家庭内のトラブルのため母親によって弾劾され、刑部の審議で凌遅処死と決した。しかし、康熙帝の寛免により、処死を免れて自盡を命ぜられ、その生を終える(62)。それは同時に一代を通じ康熙帝を悩まし続けた立太子をめぐる政争のもう一つの幕引きでもあった。

おわりに

本稿で明らかにしたことを以下にまとめ、ならびに今後の展望について若干触れてみたい。康熙帝の治世の半ばに奏摺が政治上に重要な役割を果たし始めたが、その一つの背景は、ガリの山西や江南での行政でみられたように、地方財政の整備を行政課題としたものであった。そのため、利害の絡む現地の漢人官僚や在地勢力との衝突は避けられないものがあった。

また、康熙時代の政治方針の一つに、儒家官僚を通して地方の郷紳や生員・監生を地方衙門に取り込み、在地社会の秩序形成を行おうとする志向性があった。その点について、社会史の視点から明末清初期の江南地域社会の解明を行った岸本美緒氏は、おおよそ、「郷紳を地域における保護能力を持つが故に人々を集め、人々が集まるが故に保護能力を持つ存在とし、清朝政府は地方社会内部の自立的極としての郷紳の性格を一掃すると同時に、康熙二〇年代に儒教的教養を身につけた清官を地方に派遣することで彼らを体制内に取り込み、皇帝の一元的な支配に服させて秩序を回復し、この時期に郷紳一般の相対的な地位の低下がみられる」とされた(63)。その論を展開して山本英史氏は、清朝支配の確立を、王朝が郷紳等の地方での中心としての力を重要視しつつ、制度的に確立された権威として編成していこうとする方向が実現されていく過程としてとらえられるのではないかとの見解を提示された(64)。

しかし、本稿で考察したように、康熙後年の五〇年代においても、郷紳や生員らは、政治的抗議行動として漕糧や賦税の滞納を行うなど、地域社会内部で強い影響力を持ち続けていた。そして、それは州県衙門を半ば占拠することで、官権の影響力を利用し、また地域社会内部での訴訟を通して発揮されていたことを明らかにした。ただし、郷紳や生員層が何故州県衙門をこのように壟断することが可能であったのかという点については、さらに考察を深める必要がある。

こうした状況において、ガリや江南織造局員と康熙帝の間で交わされた奏摺は、上は内閣中央から、下は地方末端に

まで遂行される行政処理をチェックする機能を帯びていた。そのことは、奏摺による政治方法が、内閣を中心とした政治機構から次第に乖離したものとして存在しつつあったことを示すが、そうした動向の一つの帰結が、雍正時代の奏摺を多用化した政治方法であったと考えられる。

最後にこのガリと張伯行の弾劾事件を、康熙朝政治史の上で位置づけてみたい。康熙七年以後、康熙帝の親政が開始されるが、その際にそれまで中央政府内で権限を握っていた満人輔政大臣が処分され、康熙帝は熊賜履などの儒家官僚を取り込み、天人相関思想に基づいて帝権の絶対化をはかった。その後、康熙帝は漢人を中心とする儒家官僚を要職に抜擢して政治を行うようになる。しかし、二〇年代後半からジュンガル戦が始まり、外モンゴルが清朝領内に組み込まれるようになると、次第に多民族の皇帝という性格を強めるようになり、満人が政治上に重要な役割を担うようになる。そうした漢人と満人のいずれに軸足を置くべきかという揺れの中で、康熙時代の政治は行われていたのであるが、この督撫互参案は、そうしたガリ＝満人を中心とする政治への志向と、張伯行＝漢人官僚や在地勢力によって作られる政治体制への志向のバランスをとる中で、ガリ処分という結果をみたものと考えられる。

註

(1) 以下本稿における人名の呼称は、『大清聖祖仁皇帝実録』(以下『聖祖実録』と略記)に従い、そこに見いだせないものは、檔案史料の表記に拠る。なお、「左邱明有眼無珠」とは、「左邱明眼を失い、それ国語あり」という、春秋時代の人、魯の左邱明が失明しながらも国語を著した故事に拠る。また「趙子龍渾身是膽」とは、三国時代の英雄趙雲が、魏の曹操の大軍と単独で戦い、蜀の後主阿斗を救出したという大胆さを描いた『三国志演義』の一節に拠る。

(2) 以上の経過については、当時江南在任の各官員の檔案を始め、文集・俗書に散見するが、よくまとまったものとして、呉郡出身で乾隆時代の人、顧公燮『丹午筆記』「康熙辛卯科科場案」があり、そこに生員らが吹聴した「五路家書」「總理財帛通達司五路大将軍關西侯杜告示」が記録されている。

(3) 科挙の不正行為とそれに対する処分を科場案と呼ぶ。上官と下官が互いに弾劾しあう互参案は、康熙年間に頻繁に起こるが、康熙五一年に起こる両江総督ガリと江蘇巡撫張伯行のものを特に督撫互参案と呼ぶ。

(4) 岸本美緒「明末清初の地方社会と「世論」」(『明清交替と江南社会―一七世紀中国の秩序問題―』第一章、一六～二一頁、東京大学出版会、一九九九年)。

(5) 商衍鎏「科場案件與軼聞」(『清代科挙考試述録』第八章、三聯書店、一九五八年)、孟森「科場案」(『明清史論著集刊』、北京中華書局、一九五九年)、小野和子「清初の思想統制をめぐって」(『東洋史研究』一八―三、一九五九年原載、東洋史研究会編『雍正時代の研究』同朋社、一九八六年再収)、大谷敏夫「姜宸英の生涯と芸術―康熙時代の政治と文化を背景として」(『書論』一〇、一九七七年原載、改題の上、同『清代政治思想史研究』汲古書院、一九九一年再収)、井上進「樸学の背景」(『東方学報(京都)』六四、一九九二年)等参照。また、辛卯科科場案については、張書才・李国栄「康熙五十年辛卯科江南郷試賄売挙人案」(『故宮博物院院刊』一九八八―一、一九八八年)、大谷敏夫「戴名世断罪事件の政治的背景―戴名世・方苞の学との関連において―」(『史林』六一―四、一九七八年原載、改題の上、大谷前掲書再収)参照。

(6) Jonathan D. Spence, *Ts'ao Yin and the K'ang-hsi Emperor, Bondservant and Master*, New Heaven and London Mass. Yale U. P; 1966, Silas H. L. Wu, *Communication and Imperial Contorol in China*, Cambridge Mass. Harvard U. P; 1970参照。

(7) 范金民・孔潮麗「喝礼張伯行互参案述論」(『歴史檔案』一九九六―四、一九九六年)、井波陵一「康熙辛卯江南科場案について」(『東方学報(京都)』六八、一九九六年)、羅麗達「清代江南地方行政上的満漢政治衝突―張伯行喝禮互参案研究」(『新史学』七―三、一九九六年)。

(8) ガリの奏摺は、台北国立故宮博物院故宮文献編輯委員会編『宮中檔康熙朝奏摺』(同院出版、一九七六年)の満文諭摺や、中国第一歴史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』(檔案出版社、一九八五年)に散見する満文奏摺の中には存在しない。

(9) ガリの伝は、『清史稿』巻二七八、『清史列伝』巻一二参照。

(10) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙四八年一一月四日、六五三頁。

(11) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙四八年九月一二日、六四八頁。

(12) 前掲註(10)。

(13) 『聖祖実録』巻二四〇、康熙四八年一一月壬午の条。

(14) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙四八年一一月四日、六五四頁。

(15) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙四九年正月一五日、六六二～六六三頁。また同日の六六〇～六六一頁。「你参究訪察得甚為厳密、日後必受傷害。陳鵬年為張鵬翮之可信門生、現張鵬翮已又去審理此案、必出他事、応多加謹慎。」「只要不啓衅、事少才好、恐後尾大難収。」

(16) 張鵬翮の伝は、『清史稿』巻二七九、『清史列伝』巻一一にある。それによると、黄河の治水に功績があり、康熙帝に多くの重要案件の処理を命じられた敏腕家である。また、陳鵬年の伝は、『清史稿』巻二七七、『清史列伝』巻一三にある。陳鵬年は湖南省湘潭の人で、張鵬翮に治河の才能を認められて抜擢され、四三年に江寧知府となるが、南巡の費用で両江総督阿山と衝突し、別案で弾劾される。しかし、康熙帝は大学士李光地の助言もあって死罪を免じ、中央の修書処で効力させる。その後四七年には蘇州知府に任官するといった経歴である。

(17) 『聖祖実録』巻二四二、康熙四九年五月辛未の条、並びに癸酉の条。

(18) 『聖祖実録』巻二四二、康熙四九年六月戊子の条。「且此項錢糧出納、倶經陳鵬年之手、而任憑賈樸・于準指使、其公同作弊可知矣。今若免議衆心不服。大凡公事、雖係師生同年朋友、亦當從公審理。張鵬翮所審此案内有畏懼徇庇之處、著交與九卿嚴察議處。」

(19) 『聖祖実録』巻二四三、康熙四九年閏七月巳酉の条。

(20) 『聖祖実録』巻二四四、康熙四九年一一月庚子の条。「上曰、…但虧空之由、皆因南巡費用所致。若不聲明、反屬不宜。朕之巡幸、原以爲民、無庸隱諱、即用帑銀百萬、亦所當然。著將朕諭旨、全行抄錄、行該督撫令查南巡時所用數目、但擧其大略而已。」

(21) 『聖祖実録』巻二四四、康熙四九年一一月辛丑の条。

(22) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第二冊、江蘇布政使鄂爾泰、雍正元年一一月二六日、三〇五～三〇六頁。

(23) 井波前掲論文、一九五～二〇〇頁参照。

(24) 『聖祖実録』巻二四四、康熙四九年一〇月戊子の条。「今此項虧空若令補塾亦不爲多。然豈忍以此累地方乎。至於查明款項、亦非難事。錢糧册籍皆有可考。地方官借因公那用之名、盈千累百餽送於人。若加嚴訊、隱情無不畢露也。朕意概從寛典、不更深求。」

(25) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙四九年二月二〇日、六六四頁。「江南省官民奸詐、一時不注意、不防範、則即中其計。現張伯行以陳鵬年廉潔愛民、請補授正布政使。等因具摺上奏。此即大証拠也。你所参毎件事都可畏、当多加謹慎。」

(26) 張伯行の伝は、『清史稿』巻二六五、『国朝耆獻類徵初編』巻六一、『清史列伝』巻一二、『碑伝集』巻一七、『清儒学案』巻一二

参照。

(27) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第三冊、蘇州織造李煦、康熙五〇年六月一三日、六〇四～六〇五頁。『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙五〇年六月四日、七三〇～七三一頁。それによると、常州府で江陰県学生員錢倫と学政衙門承差陳文端が借金の返済でもめ、衙門に告訴するという騒ぎがあり、学政張元臣は審議した結果、錢倫を非として責打した。そのため常州府の張伯行の門生生員らは騒ぎ立てて考試を受けず、張元臣の責革によってようやく沈静化したという。

(28) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙五〇年七月一七日、七三九～七四〇頁。「又居蘇州府城内閑員原翰林院侍講彭定求・原給事中穆申并学房生員楊茂東等、皆時常出入巡撫張伯行衙門、任意倒置是非。此輩甚奸猾。起初辦理詞訟案、総督・巡撫止准毎月告状両次、毎次応行者止有数張。凡有告状、張伯行承接、即交付貼心学房生員等、代為閲批。其年久旧案不能下発之状紙、妄行批発。毎月准告者両次、且毎次批発者百余張。承接許多状紙、妄行批発者、殊無先例之事。」

(29) 彭定求は蘇州府長洲県の人。同治『蘇州府志』巻八八・八九に一族の伝がある。

(30) 小山正明「明末清初の大土地所有」(『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年)、川勝守『中国封建国家の支配構造』(東京大学出版社、一九八〇年)、同「徐乾学三兄弟とその時代—江南郷紳の地域支配の一具体像—」(『東洋史研究』四〇—三、一九八一年)参照。

(31) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第三冊、蘇州織造李煦、康熙五〇年四月一九日、四一五頁。

(32) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』両江総督ガリ、康熙五〇年六月四日、七三〇～七三一頁。「書生・童生称巡撫之門生、自以為栄、故回籍則貌視州県官員、或州県官員催錢糧稍急、則即署衆人名、呈称加派、以致州県官員窮迫至極、坐視今年漕糧不能兌完、因而遅誤。至于錢糧、四月完其半、解至布政司庫者、実不及十万両。」

(33) 前掲註(31)「細訪其故、因各州縣有好管間事衿監把持衙門、値徴比錢糧、即揑詞控告、所以州縣官不敢嚴比、以致漕米丁銀遅誤。臣深訪得實、理合密摺奏聞。」その硃批に「巡撫無能、専門著書爲事。這等之事、巡撫所司何事。百口難辯、自有公論。」なお、不明な硃批の文字は、故宮博物院明清檔案部編『李煦奏摺』(中華書局、一九七六年)によって訂正した。

(34) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』漕運総督赫壽、康熙五〇年一〇月六日、七五一頁。

(35) 同治『蘇州府志』巻七〇、名宦三。「鵬年方以公事至鎮江、即竊守城隍廟。呉人号哭罷市、相率赴鎮江、問候起居、饋遺薪米。噶禮持益急、擬寘重典。會噶禮罷去、得解。」

(36) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第三冊、蘇州織造李煦、康熙五〇年六月一三日、六〇四頁。「仍照常赴試矣。撫臣張伯行滄浪亭書局、已経停止。其所管地丁錢糧、各府徵収目下未足四分之数。至於南省漕船、業已全兌過淮。」

(37) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第三冊、蘇州織造李煦、康熙五〇年六月一三日、六〇四～六〇五頁。

(38) 『聖祖実録』巻二四八、康熙五〇年一一月丙戌朔の条。

(39) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第三冊、蘇州織造李煦、康熙五一年正月一六日、九四六～九四七頁。

(40) 蔣良騏『東華録』巻二二。「今科郷試、盛傳總督通同監臨提調、攬賣舉人、迨後取中不公、正主考左必蕃疏中有或發督臣嚴審語。又風聞總督要銀五十萬兩、保全伊等無事。」

(41) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第四冊、蘇州織造李煦、康熙五一年二月一九日、四頁。「臣打聽得南方衆論、皆云總督没有賣舉人的事、撫院心惟多疑、又恨總督竟把科場參了他。…但是撫院雖係清官、事無決斷、其實人多拙累。總督也竝不曾要錢、辦事謹敏、極得民心於地方有益。等語。」

(42) 『宮中檔康熙朝奏摺』第三輯、江寧織造曹寅、康熙五一年三月二七日、五五四～五五八頁。

(43) 『聖祖実録』巻二四九、康熙五一年二月丁巳の条。「噶禮嘗參原任知府陳鵬年。陳鵬年居官雖善、乃一膽大強捍之人。噶禮・張伯行、互相不睦者、皆陳鵬年慫慂所致。」

(44) 『聖祖実録』巻二五〇、康熙五一年五月戊子の条。

(45) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第四冊、原任吏部尚書宋犖、康熙五一年一〇月、五一七～五二〇頁。「凡向來塩關藩司糧道等衙門一切陋規禁革殆盡、惟是屬員所送柴米食物之類、間有収受。會經面奏明白。今宜思恭誣臣、収伊節禮銀八千餘兩。張鵬翮遵旨察審、十月初四初五兩日、當堂取供、随將不會収受情由供明在案。豈張鵬翮不論虚實、迫臣不認不休。縁聽審之日、風雨寒冷、臣年老多病之身、勞傷過甚、夜半回寓病發、頭暈目昏、沈迷不醒、竟至不能對理。」

(46) その後『聖祖実録』巻二五二、康熙五一年一一月庚子の条に「差往江南審事戸部張鵬翮疏言、原任江南布政使宜思恭叩閽案内、原任江南江西總督阿山・江蘇巡撫宋犖索取節禮査審是實。應交該部議處。得旨。阿山・宋犖俱係年老大臣、著從寛免。」と処置された。

(47) 『聖祖実録』巻二五〇、康熙五一年六月丁巳の条。

(48) 『聖祖実録』巻二五一、康熙五一年一〇月乙卯の条。

(49) 『聖祖実録』巻二五一、康熙五一年一〇月丙辰の条。
(50) 『聖祖実録』巻二五一、康熙五一年一〇月壬戌の条。
(51) 『聖祖実録』巻二五一、康熙五一年十月丙辰の条。
(52) 『聖祖実録』巻二五一、康熙五一年一〇月乙卯の条。
(53) 『康熙起居注』康熙五五年五月二日の条。「爾（崇祝）自謂能保守自己、乃趨皇二子、隱匿徳林逃走之事。與噶禮結親自守者、乃如是乎。且索額圖・噶禮、朕皆誅之。」
(54) 『聖祖実録』巻二一二、康熙四二年五月壬戌の条。「觀索額圖並無退悔之意、背後怨尤、議論国事。伊之黨類、朕皆訪知。」
(55) 『聖祖実録』巻二二一、康熙四四年七月丙戌の条。「趙良棟來京、朕命彼歸原籍。趙良棟奏曰、有人奏言不可令臣居寧夏。臣不便歸故土。因問何人所奏。趙良棟言、佛倫以其密奏告之索額圖、而索額圖告臣以此。觀之人之無信無恥、未有佛倫者矣。凡督撫提鎮密奏之事、皆朕親手密封發回。朕躬之外、即左右人亦不得見隻字。此皆體密奏者之心而重其事之意。」
(56) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』胤祉等、康熙四二年七月一八日、二八七頁。「臣等復刑訊（宗人府皂隷）簡聡力、你果無与你父簡英魁給索額図遞信、則你衙門皂隷甚多、並未听到別人、而聞你父名。由此観之、你等遞信之事属実。…索額図家奴、派往各地者甚多、其在家者皆拘禁。」
(57) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』山西巡撫ガリ、康熙四二年七月二五日、二九三頁。「又拠風聞、你与索額図甚好、看索額図指示行事。等語。想你為妃母所生之弟之子、凡所思所行、応向着裕王我二人、而為何向着索額図。此事著明白具奏、密之。」
(58) 『康熙起居注』康熙五三年正月二一日の条。「上曰、此事関係甚大、不便准行。或爲人奏請、亦未可知。所犯輕罪猶可、罪犯十大悪・兇亂之人、情真宜即行正法。又各省州縣拿獲大盗、仍有越獄脱逃者、此等兇徒豈可監禁又待一年乎。此事朕頗疑之。想必爲噶禮者、待一年、其間又希圖僥倖耳。本發回、再議具奏。」
(59) 皇太子の廃位については、『聖祖実録』巻二五二、康熙五一年一一月乙未の条に見える。
(60) 『聖祖実録』巻二四九、康熙五一年正月壬子の条。
(61) 『康熙朝満文硃批奏摺全訳』正紅満洲旗鎮国公普奇、康熙五二年九月一二日、九〇八頁、及び二八日、九一一頁。
(62) 『康熙起居注』康熙五三年四月四日の条。
(63) 岸本美緒前掲著。

(64) 山本英史「書評「岸本美緒著『明清交替と江南社会―一七世紀中国の秩序問題―』」(『史学雑誌』一〇九―一一、二〇〇〇年)。

補註

史料引用中の異体字・簡体字は本字に改めた。